

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2323号から第2326号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市教育委員会が行った非開示決定は妥当ではなく、取り消すべきであると判断しています。

### 1 答申の件名

「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）」ほかの非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2323号から第2326号まで】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2323 ～ 2326	平成29年6月21日	平成29年7月7日	平成29年8月10日	平成29年12月28日	個人	教育委員会

### 3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2323 ～ 2326	「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）」ほか(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>非開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に基づき非開示</b></p> <p>（当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。）</p>	取り消すべきである

## 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2323 ～ 2326	<p><b>《いじめに係る対応についての事務について》</b></p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に基づき、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針とした「横浜市いじめ防止基本方針」を平成25年12月に策定した。</p> <p>横浜市立学校においては、この基本方針に基づいて、いじめ防止対策に取り組んでいるほか、いじめを受けていると思われる場合や、いじめの訴えがあった場合にも、この基本方針に基づいて、対応している。</p> <p>いじめの重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。教育委員会においては方面別に設置された4箇所の学校教育事務所の指導主事室がこれらの事務を所管する。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、特定のいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）に関して、平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部学校教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）ほかの別表に示す4件の行政文書である。</p> <p><b>《本件審査請求文書の特定について》</b></p> <p>開示請求書には「北部又は南部、東部、西部教育事務所」と記載されている。実施機関はこの記載から、4箇所の学校教育事務所のそれぞれが保有する行政文書の開示が求められていると考え、学校教育事務所ごとに本件審査請求文書を特定して本件処分を行った。</p> <p>しかし、本件いじめ事案については、それが起きた学校名が公表されていないことから、審査請求人は求める文書を保有するであろう学校教育事務所を特定することができず、いずれかの学校教育事務所が保有する行政文書の開示を請求したものと解するのが自然であり、学校教育事務所ごとにそれぞれが保有する行政文書を対象行政文書として特定して開示等の決定を行わなければならないという理由はないと解される。</p> <p><b>《存否応答拒否について》</b></p> <p>ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。</p> <p>イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 実施機関は、弁明書において「審査請求人は各学校教育事務所に対して同様の請求をしているため、それぞれの事務所が本件いじめ事案に係る文書を保有しているか否かを答えることにより、学校教育事務所名が特定される・・・」と説明していることなどから、学</p>

答申 番号	判断の要旨								
2323 ～ 2326	<p>校教育事務所名を特定してその保有する行政文書の開示を求めたことをもって、特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたと解したものと考えられる。</p> <p>しかし、前記《本件審査請求文書の特定について》で検討したとおり、本件開示請求では、いずれかの学校教育事務所が保有する行政文書の開示が請求されていると解されるのであり、学校教育事務所名は特定されていないというべきである。</p> <p>なお、本件開示請求においては、「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件」と事案が限定されているが、当該事実は新聞報道等で公になっており、実施機関もこのことをもって存否を応答できない理由とはしていない。</p> <p>ウ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の第一の要件を欠くものといわざるを得ない。</p> <p><b>《その他》</b></p> <p>実施機関は、学校教育事務所名を公にすることができないため、本件処分を行ったと説明している。</p> <p>この点、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1517号は、学校教育事務所名が明らかになると、在校児童生徒及びその保護者などの一定の範囲の関係者であれば既知の情報と組み合わせることによって、当該学校名が特定されるだけにとどまらず、当該関係児童生徒等の特定の個人を識別することができることとなり、当該関係児童生徒等の権利利益を害するおそれがあると判断している。</p> <p>そこで、本件開示請求が学校教育事務所名を特定しないで行われたものと解して、対象行政文書を保有している学校教育事務所（以下「文書保有課」という。）が開示等の決定を行えば、結果として学校教育事務所名が特定され、関係児童生徒等の権利利益を害してしまうのではないかの疑問もありうるところである。</p> <p>しかし、開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定をすることが原則である。</p> <p>同種同一事務を行っている各学校教育事務所のいずれかが保有する行政文書の開示請求が行われた際に、学校教育事務所名を明らかにすることができないのであれば、各学校教育事務所が起案を行い、各学校教育事務所の連名で決定通知書を発出する、文書保有課又は同種同一事務を行っているそれ以外の学校教育事務所のいずれかが開示等の決定を行い、文書保有課と開示等の決定課が必ずしも一致するものではないことが分かるように開示等の決定を行うなどの方法をとることも可能であると考えられる（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引の事案の移送に係る第14条の運用(6)参照）。実施機関には、このような開示等の決定の工夫が必要であったことを申し添える。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="252 1525 1444 2092"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1525 424 1570">答申番号</th> <th data-bbox="424 1525 1444 1570">本件審査請求文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 1570 424 1760">2323</td> <td data-bbox="424 1570 1444 1760">           （平成29年12月28日教東指第663号による諮問）            平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1760 424 1951">2324</td> <td data-bbox="424 1760 1444 1951">           （平成29年12月28日教西指第536号による諮問）            平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び西部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1951 424 2092">2325</td> <td data-bbox="424 1951 1444 2092">           （平成29年12月28日教南指第421号による諮問）            平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び南部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件         </td> </tr> </tbody> </table>	答申番号	本件審査請求文書	2323	（平成29年12月28日教東指第663号による諮問） 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）	2324	（平成29年12月28日教西指第536号による諮問） 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び西部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）	2325	（平成29年12月28日教南指第421号による諮問） 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び南部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件
答申番号	本件審査請求文書								
2323	（平成29年12月28日教東指第663号による諮問） 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）								
2324	（平成29年12月28日教西指第536号による諮問） 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び西部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）								
2325	（平成29年12月28日教南指第421号による諮問） 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び南部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件								

答申番号	判断の要旨	
2323 ～ 2326		発覚後から開示請求日迄の間)
	2 3 2 6	(平成29年12月28日教北指第344号による諮問) 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び北部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて(事件発覚後から開示請求日迄の間)

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR2.html>

## 5 条例(抜粋)

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### (行政文書の開示義務)

#### 第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第3号から第6号まで省略)

#### (行政文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881